

マイナンバー制度で相続はこう変わる!

ダイヤモンド

セレクト別冊

2015年
11月号

失敗事例に学ぶ相続の鉄則
最新マニュアル

妻・子供が泣いて喜ぶ!

相続・贈与 決定版



初試算

賃貸アパート・マンションを
つくるならどこだ!

一都三県
エリア別空室率

事業承継の
落とし穴

間違いを犯しやすいポイント
納税猶予の賢い使い方

今すぐ使える生命保険活用術

生命保険見直しで相続税を大きく節税 あなたの財産を守る「4つのポイント」

生命保険には相続時の非課税枠が大きいなどの利点がある。ジャスト・フォア・ユーは、生命保険のあらゆる利点を組み合わせ、かつ、相続に詳しい士業のネットワークを通じて円滑な相続と財産の保全を支援する。

良きアドバイザーとの 出会いが財産を守る

ジャスト・フォア・ユーは、生命保険の組み合わせで相続時の節税効果を高め、さらには、生前贈与によって効果的に次の世代に財産を承継する手法を「相続対策4つのポイント」(下



谷 敦社長(中央)をはじめ、左から、園田有香子、竹井千暉、村上美紀、森元麻友、濱地 恵、藤岡裕真の各氏が適切な保険活用アドバイスを行う

図)と「生前贈与成功6つのポイント」(左ページ図)にまとめたアドバイスが好評を得ている。同社の谷敦・代表取締役は、今の時代に合ったアドバイザーの条件を「状況に応じて複数種類の生命保険活用をワンストップで提案し、永続的にサポートできること」と述べる。

必ず知っておきたい 相続対策4つのポイント

① 生命保険の非課税枠を活用
「500万円×法定相続人の数」が、生命保険の相続時非課税枠とされる。しかし、実際は、活用されていないことも多い。非課税枠が使えるのは、受取人が法定相続人の場合のみで、保険の種類は終身保険が推奨される。「相続人ではない孫などが受取人でも非課税枠が使える」と誤解する人も多いので要確認

です」と、園田有香子氏は語る。
② 納税資金を確保する
「保険は四角、貯金は三角」(下図②参照)といわれるように、「例えば1000万円の保険に加入した場合、貯金と異なり加入直後に死亡しても同額が残ります」と、濱地恵氏は言う。この仕組みを生かし、相続税が発生する場合に法定相続人を受取人として納税資金を準備する。この場合も活用する保険の種類に注意が必要で、終身保険に被相続人がなるべく若いうちから加入し、本人が保険料を負担することが推奨される。
③ 相続財産の評価を下げる
生命保険を活用することで相続財産の評価を下げる。これは、下の図③に記載した形態で保険契約を結び、特定の生命保険に加入した場合に可能となる。「現金の場合は、その金額が相

相続対策 4つのポイント

① 生命保険の非課税枠を活用

生命保険の非課税枠
500万円×法定相続人の数
法定相続人が妻と子ども2人の場合は、500万円×3人=1500万円まで非課税
【注意点!】受取人は「法定相続人」に限定(孫は対象外)

③ 相続財産の評価を下げる

相続財産の価値を圧縮できるのも生命保険のメリット。「特定の保険によっては、相続税の評価をゼロにでき、後で払い込んだ保険料が満期戻るケースも」(同社)。
【注意点!】保険加入時の契約を必ず次のように設定
契約者 被保険者 受取人
被相続人* 相続人(子や孫) 被相続人

② 納税資金を確保する

保険は加入したときから保障額が一定、貯金残高は時間とともに右肩上がりになることから「保険は四角、貯金は三角」といわれる。突然必要になる納税資金は保険で。
【注意点!】「終身保険」に、できるだけ若いうちに加入

④ 贈与と保険を賢く使う

相続税率よりも税率の低い贈与で財産承継し、相続税を節税。贈与を受けた人は、もらったお金を保険の掛け金に回すことで将来の資金が得られる。
【注意点!】保険加入時の契約を例えば次のように設定。ただし、贈与する人の年齢や受ける人が誰かにより設定を要工夫。
契約者 被保険者 受取人
贈与を受けた人 贈与する人 贈与を受けた人

※被相続人…財産を保有する人、相続人…被相続人の死後に財産を承継する人

谷 敦社長パーソナリティの ラジオ新番組が10月スタート

ラジオ大阪で、谷社長がパーソナリティを務める新番組「関西を支える、人・魅力、発見!」が10月にスタート。毎回ゲストと一緒に、大阪の景気回復と日本の景気回復に関する話題をお届け。

●放送日:隔週日曜日
午前8:30~8:45



NPO法人「役立つ税理士 協議会」が実務家を無料紹介

谷社長が設立し、理事長を務めるNPO法人「役立つ税理士協議会」には、相続・事業承継に特化した税理士100人が登録している。同協議会では、これら実務家を無料で紹介し、顧客の抱える課題に多面からの支援を行っている。

相続や財産承継の悩みを 解決するセミナーを実施

ジャスト・フォア・ユーでは、個人や企業の相続・節税に関わる課題についてセミナーを実施し、アドバイスをを行っている。

テーマ

「相続税をゼロにする!? 生命保険を活用した相続・事業承継対策セミナー」

■講師:谷敦 ジャスト・フォア・ユー代表取締役
生命保険コンサルティングに28年の実績を持ち、現在の顧客数は約5000件。ラジオ出演や経営者、資産家、士業に向けたセミナーでの講師歴も豊富。生命保険と金融サービスの専門家による国際組織「MDRT」のTop of the Table資格を保有。



日時

●11月25日(水)14:00~[相続対策編]
●12月12日(土)14:00~[事業承継対策編]

会場

大阪市北区東天満2-9-1 若杉センタービル12F
申し込みは、下記「問い合わせ先」の電話番号まで

株式会社ジャスト・フォア・ユー

〒530-0044
大阪府大阪市北区東天満2-8-1 若杉センタービル別館2F
☎06-4801-8539(土日祝は休み) FAX 06-4801-8538

ジャストフォアユー

検索